

公立大学法人横浜市立大学 固定資産等の処分、所属換及び貸付に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学固定資産管理規程（以下、「管理規程」という。）第16条第3項、第17条及び第18条に基づき公立大学法人横浜市立大学における固定資産等の処分、所属換及び貸付に関し必要な事項を定め、固定資産の適正な管理を図ることを目的とする。

(固定資産等)

第2条 この要領における固定資産等とは、管理規程第2条及び第3条に定めるものを使う。

ただし、公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例（平成17年2月25日、横浜市条例第5号）に該当する固定資産については、別に定める。

(固定資産等の処分)

第3条 管理規程第16条第2項の決定をする場合は、当該固定資産等の使用責任者が固定資産等の処分について発議し、固定資産管理責任者の決裁を受けなければならない。

- 2 前項において、固定資産管理責任者の決裁を受ける場合は、原則として、処分をしようとする固定資産等の固定資産台帳を添付しなければならない。
- 3 固定資産等を処分する場合において、次の各号の一に該当すると認めるものについては、廃棄の手続きをしなければならない。

- (1) 売却価額がその費用を償えないもの
- (2) 買受人のないもの
- (3) その他売却に適しないもの

- 4 第1項において、固定資産等の処分が決定した場合、使用責任者は当該固定資産について処分の手続きを行うとともに、固定資産台帳の加除修正等を行わなければならない。

(固定資産等の所属換)

第4条 管理規程第17条により固定資産等の所属換を行う場合は、当該固定資産等の使用責任者が固定資産等の所属換について発議し、固定資産管理責任者の決裁を受けなければならない。

なお、移動先の固定資産管理責任者が移動元の固定資産管理責任者と異なる場合には、移動先の固定資産管理責任者の合議を受けなければならない。

- 2 前項において、固定資産管理責任者の決裁を受ける場合は、原則として、所属換をしようとする固定資産等の固定資産台帳を添付しなければならない。
- 3 第1項において、固定資産等の所属換が決定した場合、使用責任者は当該固定資産について所属換の手続きを行うとともに、固定資産台帳の修正を行わなければならない。

(固定資産等の貸付)

第5条 管理規程第18条により固定資産等の貸し付けを行う場合は、当該固定資産等の使用責任者が固定資産等の貸付について発議し、固定資産管理責任者の決裁を受けなければならない。

2 前項において、固定資産管理責任者の決裁を受ける場合は、原則として、貸付をしようとする固定資産等の固定資産台帳を添付しなければならない。

3 第1項において、固定資産等の貸付が決定した場合、使用責任者は当該固定資産について貸付の手続きを行うとともに、固定資産台帳等に、貸付日、貸付期間、貸付先名称、貸付先住所その他必要な事項について記載するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、固定資産等の処分、所属換及び貸付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年10月16日から施行する。